



農地再生レポート通信



発行：福島県耕作放棄地対策協議会 編集：福島県農村振興課 TEL 024-521-7415 FAX 024-521-7545 E-mail:nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp



今季のさわやかリフレッシュ



耕作放棄地再生利用緊急対策事業の内容が一部改正されました。

本年の4月1日付けで、国の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱・実施要領が改正され、昨年度まで実施していた被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業は、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の被災者支援型として継続されます。本年度の支援内容は、以下のとおりです。

○耕作放棄地再生利用緊急対策事業（一般型） （昨年度までの耕作放棄地再生利用緊急対策事業）

<事業の概要>

① 再生利用活動に対する支援

- ア 雑草、雑木の除去等（再生作業）
：定額 5万円/10a 当たり
※ 人・農地プランで地域の担い手に位置づけられた中心経営体に面積集約（約1ヘクタール以上）を行う場合は6万円/10a 当たり
- イ 重機を用いた再生作業：経費の1/2 補助
- ウ 肥料等の投入（土壌改良）：2.5万円/10a 当たり
- エ 営農資材等の購入（営農定着）
：2.5万円/10a 当たり

② 施設等補完整備に関する支援

再生利用活動に附帯して行う施設等補完整備の取組みについては、経費の1/2が補助されます。
（※農業用機械については、リース代への補助）

○耕作放棄地再生利用緊急対策事業（被災者支援型） （昨年度までの被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業）

<事業の概要>

基本的には、一般型と同様の支援が行われます。ただし、再生利用活動について、重機を用いた作業に対する支援はありません。また、一般型と異なり、再生作業ごと（雑木等の除木5万円/10a 当たり（抜根を伴う場合は、10万円/10a 当たり）、除レキ・深耕等5万円/10a 当たり）に支援が加算されます。土壌改良も最大2回行うことが可能です。
（5万円/10a 当たり）



むらからまちから

南会津町農業再生協議会

の取組を紹介いたします。

① 協議会の設立経緯

南会津町では、農地の集積、耕作放棄地の解消、荒廃農地の再生など、農地の有効利用に関する取組が相互連携できる体制を構築するため、既に設置されていた「水田農業推進協議会」、「担い手育成総合支援協議会」、「耕作放棄地対策協議会」を整理統合する方向で体制整備を行い、平成24年1月に南会津町農業再生協議会が設立されました。

② これまでの取組状況

協議会では、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、平成21年度から、毎年度耕作放棄地の解消を行い、平成27年度までに17地区で39haを解消しました。

③ 特徴的な取組

平成23年4月に町立びわのかけ保育所が開所しましたが、当時は隣接した東側農地59aが耕作放棄されており、景観や環境上好ましくない状況でした。

そのため、農業委員会が中心となって地区住民、農事組合等に協力をいただきながら耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、再生作業に取り組みました。平成23年度はナタネ、24年度はひまわりを播種し、児童達が花とふれあいながら活動できる場を提供することができました。平成25年度からは、担い手への農地の集積を行い、水稻の作付けを行いました。

④ 今後の抱負・活動展開予定

今後も地域の農業者と連携しながら耕作放棄地の解消に努め、環境整備をすることにより、鳥獣被害の発生防止や地域の活性化に繋がるように支援活動を行っていきます。



再生前の耕作放棄地



再生後の農地

ABE 果樹園

代表 阿部 秀徳さん

にインタビューしました!!



再生後のほ場



代表 阿部 秀徳 氏

A



今後の耕作放棄地活用の展開について
お聞かせください。

再生した耕作放棄地を活用することにより、果樹園の規模拡大を進めていきたいと考えています。
また、今後、新規部門としてイチゴの施設栽培も考えていますので、その際には、また、地元の農家の意向を伺いながら、耕作放棄地の有効活用を検討し、地域農業の活性化に繋がっていきたく思います。

A



耕作放棄地解消の取組について
お聞かせください。

耕作放棄地の解消については、国の事業である「再生利用緊急対策交付金」を活用する方法があることを福島市地域農業再生協議会から伺い、この交付金を活用して、再生に取り組むことにしました。
ほ場は雑木等が繁茂しており、再生作業は大変でしたが、国の交付金を活用することにより、平成二十六年度は、八十二アールの耕作放棄地を再生することができました。
ほ場の再生後は、国から営農定着の支援を受けて、モモの定植を行ったところでした。



A



耕作放棄地再生に取り組んだ
きっかけについてお聞かせください。

ABE果樹園は、福島市郊外の土湯温泉にほど近い荒井地区で、桃、リンゴ、ネクタリンなどを栽培しています。
近年、農業経営者の高齢化等により、耕作放棄地が増加する傾向にあり、当園では、経営の規模拡大を図りたいと考え、地元での耕作放棄地の解消のニーズに合わせて、耕作放棄地の再生に取り組みました。



羅針盤

～福島県・県協議会からのお知らせ欄～



お知らせ

～福島県並びに県協議会からのお知らせ～

- ◎ 県では、昨年度に続き、耕作放棄地活用条件整備復興促進事業で、耕作放棄地を再生利用する農業法人や企業等への支援として、1 ha 以上の耕作放棄地を再生する場合、国庫交付金事業に対し 1/5 以内（農地中間管理機構を活用して集積した場合は 2/5 以内）での上乗せ補助、農業用施設、機械等の整備（国庫交付金事業の対象にならない施設等）に対して、1/2 以内の支援を行います。詳しくは、管内の農林事務所農業振興課まで、お尋ねください。
- ◎ 本年度、東北農政局の主催により「東北管内耕作放棄地解消事例発表会」が、本県を会場として9月～10月頃に開催される予定です。耕作放棄地に対する意識の啓発や再生作業等に対する手法の研鑽の場になることが期待できますので、是非、ご参加いただきますようお願いいたします。

編集後記

日頃より耕作放棄地対策の推進にご尽力をいただき、感謝申し上げます。最近の農業を取り巻く情勢は、荒廃農地の課税強化や農業委員会法の改正等、大きく変化してきております。そのような中で荒廃農地関係の国庫事業の実施期間も平成 30 年度までとなっておりますので、この事業の積極的なご活用をご検討いただければと思います。本年度もよろしく願いいたします。

※今後「農地再生レインボー通信」の配信を希望される方は、
nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp までご連絡ください。